

京都市告示第439号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 4年11月 7日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
石田緯27号 線	伏見区石田内里町73番地の1地先から 同町72番地の7地先まで	旧	メートル 69.00	メートル 16.00 ~ 23.30
		新	69.00	16.00 ~ 23.30

(建設局土木管理部道路明示課)